



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年6月29日（火） 第9913号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県立点字図書館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（総務課）	2
○群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（児童福祉・青少年課）	6
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院に要する費用徴収規則の一部を改正する規則（障害政策課）	6
○群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（同）	7
○麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則（薬務課）	7
○群馬県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則（住宅政策課）	7
告 示	
○道路の供用開始（道路管理課）	1 1
公 告	
○土地改良事業計画の決定に係る縦覧（農村整備課）	1 1
教育委員会規則	
○群馬県立青少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（生涯学習課）	1 2
公安委員会規則	
○交番の名称等に関する規則の一部を改正する規則（地域課）	1 3

規則

群馬県立点字図書館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月二十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三百一十一号

群馬県立点字図書館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

規則

(群馬県立点字図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 群馬県立点字図書館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和四十八年群馬県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

年	月	日	性別
年	月	日	男・女

を

に改める。

(群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十一年群馬県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「年 月 日・性別」を「年 月 日」に改める。

(群馬県憩の森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 群馬県憩の森の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十五年群馬県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

「年 月 日・性別」

を

「年 月 日」

に改める。

別記様式第二号中

「年 月 日・性別」

を削る。

別記様式第三号中

「年 月 日・性別」

を

「年 月 日」

に改める。

別記様式第五号及び別記様式第六号中

「年 月 日・性別」

を削る。

「年 月 日」

に改める。

(群馬県青少年会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 群馬県青少年会館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十七年群馬県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第五号及び別記様式第六号中「年 月 日・性別」を「年 月 日」に改める。

(群馬県会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第五条 群馬県会館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十七年群馬県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「年 月 日・性別」

年	月	日	性別
年	月	日	男・女

を

に改める。

別記様式第三号及び別記様式第五号中「年 月 日・性別」を「年 月 日」に改める。

(群馬県立農林大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第六条 群馬県立農林大学の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十八年群馬県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十号及び別記様式第十二号中「年 月 日・性別」を「年 月 日」に改める。

(群馬県ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第七条 群馬県ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十九年群馬県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号、別記様式第四号及び別記様式第五号中「年 月 日・性別」を「年 月 日」に改める。

(群馬県勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第八条 群馬県勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十九年群馬県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「生年月日・性別」を「生年月日」に改める。

連絡先	生年月日 別記様式第一号 電話番号	日
連絡先	生年月日 電話番号	日

別記様式第三号から別記様式第五号までの規定中「生年月日・性別」を「生年月日」に改める。
 (群馬へリポートの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
 第九条 群馬へリポートの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和六十三年群馬県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「生年月日・性別」を「生年月日」に改める。

生年月日	性別	郵便番号
生年月日	性別	郵便番号

を

生年月日	郵便番号
生年月日	郵便番号

に改める。

別記様式第六号及び別記様式第七号中「生年月日・性別」を「生年月日」に改める。
 (ぐんまこどもの国児童会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
 第十条 ぐんまこどもの国児童会館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成二年群馬県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「代表者氏名」を「代表者氏名」に改める。
 生年月日・性別」を「氏名」に改め、「また」の次に「、事実確認に必要書類を申請者から提供していただき」を「ありませう。」の次に「なお、」を加える。
 別記様式第三号及び別記様式第四号中「代表者氏名」を「代表者氏名」に改める。
 (群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第十一条 群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例施行規則(平成三年群馬県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。
 別記様式第一号中「男・女」を削る。
 別記様式第三号及び別記様式第五号から別記様式第七号までの規定中「生年月日・性別」を「生年月日」に改める。
 (群馬県立ゆうあいピック記念温水プールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第十二条 群馬県立ゆうあいピック記念温水プールの設置及び管理に関する条例施行規則(平成九年群馬県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。
 別記様式第一号中「男・女」を削る。
 別記様式第三号及び別記様式第五号から別記様式第七号までの規定中「生年月日・性別」を「生年月日」に改める。
 (群馬県社会福祉総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第十三条 群馬県社会福祉総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成十年群馬県規則第三号)の一部を次のように改正する。
 別記様式第一号、別記様式第三号及び別記様式第五号中「生年月日・性別」を「生年月日」に改める。
 (群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第十四条 群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザの設置及び管理に関する条例施行規則(平成十年群馬県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第二号までの規定中「生年月日・性別」を「生年月日」及び「並びに代表者の住所、氏名、氏名のフリガナ、並びに性別」

「並びに代表者の住所、氏名、氏名のフリガナ及び生年月日」を「並びに代表者の住所、氏名、氏名のフリガナ及び生年月日」に改定する。

(群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)第十五条 群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成十年群馬県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

「郵便番号
住所
フリガナ
氏名
生年月日
性別
電話番号」

「法人又は団体にあつては、その所在地、名称並びに代表者の住所、氏名、氏名のフリガナ、生年月日及び性別」

「申請者 郵便番号
住所
フリガナ
氏名
生年月日
性別
電話番号
E-mail」

「法人又は団体にあつては、その所在地、名称、電話番号、E-mail並びに代表者の住所、氏名、氏名のフリガナ及び生年月日」

別記様式第二号中

「郵便番号
住所
フリガナ
氏名
生年月日
性別
電話番号」

「法人又は団体にあつては、その所在地、名称並びに代表者の住所、氏名、氏名のフリガナ、生年月日及び性別」

「申請者 郵便番号
住所」

フリガナ
氏名

「法人又は団体にあつては、その所在地、名称並びに代表者の住所、氏名及び氏名のフリガナ」

別記様式第二号及び別記様式第四号中

「郵便番号
住所
フリガナ
氏名
生年月日
性別
電話番号」

「法人又は団体にあつては、その所在地、名称並びに代表者の住所、氏名、氏名のフリガナ、生年月日及び性別」

「申請者 郵便番号
住所
フリガナ
氏名
生年月日
性別
電話番号
E-mail」

「法人又は団体にあつては、その所在地、名称、電話番号、E-mail並びに代表者の住所、氏名、氏名のフリガナ及び生年月日」

「生年月日・性別」を「生年月日」に改定する。

別記様式第五号及び別記様式第七号中

「郵便番号
住所
フリガナ
氏名
生年月日
性別
電話番号」

「法人又は団体にあつては、その所在地、名称並びに代表者の住所、氏名、氏名のフリガナ、生年月日及び性別」

「申請者 郵便番号
住所」

フリガナ
氏名

に改める。

法人又は団体にあつては、その所在地、名称並びに代表者の住所、氏名及び氏名のフリガナ

別記様式第八号中

郵便番号
住所
フリガナ
氏名
生年月日・性別
電話番号

を

法人又は団体にあつては、その所在地、名称並びに代表者の住所、氏名、氏名のフリガナ、生年月日及び性別

「申請者 郵便番号
住所
フリガナ
氏名

氏名

に改める。

法人又は団体にあつては、その所在地、名称並びに代表者の住所、氏名及び氏名のフリガナ

(昭和庁舎の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第十六条 昭和庁舎の設置及び管理に関する条例施行規則(平成十四年群馬県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第三号から別記様式第五号までの規定中「生年月日・性別」を「生 年 月 日」に改める。

(群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第十七条 群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成十五年群馬県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号表中 「氏 名」に「生年月日・性別」

使用責任者 氏名 や 「使用責任者」氏名 に改

め、同様式表中「群馬県警察本部」や「事実確認に必要な情報を申請者から提供していただき、群馬県警察本部」にのみ「あります。」の次に「なお、」を加える。
別記様式第三号中 「氏 名」に改める。
「生年月日・性別」を「氏 名 (連絡先)」に改める。

(連絡先) 」

別記様式第四号中 「氏 名」 「氏 名 (連絡先)」 に「群馬県警察本部」

を「事実確認に必要な情報を申請者から提供していただき、群馬県警察本部」にのみ「あります。」の次に「なお、」を加える。

別記様式第五号及び別記様式第六号中

「氏 名」 「氏 名 (連絡先)」 に改める。

別記様式第七号及び別記様式第八号中

「氏 名」 「氏 名 (連絡先)」 に「群馬県警察本部」や「事実確認に必要な情報を申請者から提供していただき、群馬県警察本部」にのみ「あります。」の次に「なお、」を加える。

別記様式第十二号及び別記様式第十三号中

「氏 名」 「氏 名 (連絡先)」 に改める。

(群馬県立しらがね学園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第十八条 群馬県立しらがね学園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成十五年群馬県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

(男・女)	生 年 月 日	年 月 日
-------	---------	-------

を

に改める。

別記様式第二号及び別記様式第三号中

氏 名	性 別	生年月日
	男・女	

を

氏 名	
-----	--

に改める。

(ぐんま男女共同参画センター)の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
 第十九条 (ぐんま男女共同参画センター)の設置及び管理に関する条例施行規則(平成
 二十一年群馬県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。
 別記様式第一号中「生年月日・性別」を「生 年 月 日」に改め
 る。

別記様式第二号、別記様式第四号及び別記様式第五号中「生年月日・性別」を
 「生 年 月 日」に改める。

(群馬県緑化センター附属見本園)の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
 第二十条 群馬県緑化センター附属見本園の設置及び管理に関する条例施行規則(平
 成二十五年群馬県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中
 「氏 名
 生年月日・性別
 電話番号」

法人又は団体にあつては、その所在地、名称、
 並びに代表者の住所、氏名、氏名のフリガナ、
 生年月日及び性別

を

「氏 名
 生年月日
 電話番号
 E-mail」

法人又は団体にあつては、その所在地、名称、
 電話番号、E-mail並びに代表者の住所、
 氏名、氏名のフリガナ及び生年月日

に改める。

別記様式第二号中
 「氏 名
 生年月日・性別
 電話番号」

法人又は団体にあつては、その所在地、名称
 並びに代表者の住所、氏名、氏名のフリガナ、
 生年月日及び性別

を

「氏 名

法人又は団体にあつては、その所在地、名称、
 並びに代表者の住所、氏名及び氏名のフリガナ」
 に改める。

附 則

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年六月二十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三百三十二号

群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

群馬県児童福祉法施行細則(昭和四十二年群馬県規則第二十六号)の一部を次のよ
 うに改正する。

別表第二中備考6を削り、備考7を備考6とし、備考8を備考7とし、備考9を備
 考8とする。

別表第三備考2(4)を削る。

別記様式第二十九号中「算簿(共)控除簿のみなし適用を申請する場合は、別紙を
 提出する」と、「を削り、同様式別紙を削る。

別記様式第二十九号の六中「算簿(共)控除簿のみなし適用を申請する場合は、別
 記様式第29号別紙を提出すること。」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和三年七月一日から施行する。
- 2 改正後の別表第二及び別表第三の規定は、令和三年七月以後の月分の措置費等負
 担額の認定について適用し、同年六月以前の月分の措置費等負担額の認定について
 は、なお従前の例による。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院に要する費用徴収規則の一
 部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月二十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三百三十三号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院に要する費用徴収規則

の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院に要する費用徴収規則(昭
 和三十六年群馬県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号を削る。

附則

- 1 この規則は、令和三年七月一日から施行する。
- 2 改正後の第四条の規定は、令和三年七月以後の月分の費用徴収額の認定について適用し、同年六月以前の月分の費用徴収額の認定については、なお従前の例による。

群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月二十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三百三十四号

群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年群馬県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。
様式第四号中「※10 自立支援困難者の支援に係る所轄の警察官(警長)及び警察官(警士)の職務のなごし適用を申請する場合は、別紙を添付すること。」を削り、同様式別紙を削る。

附則

- 1 この規則は、令和三年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の様式第四号の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月二十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三百三十五号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和三十九年群馬県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第二号ハを削る。

附則

- 1 この規則は、令和三年七月一日から施行する。
- 2 改正後の第九条の規定は、令和三年七月以後の月分の費用徴収額の認定について適用し、同年六月以前の月分の費用徴収額の認定については、なお従前の例による。

群馬県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月二十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三百三十六号

群馬県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県営住宅管理条例施行規則(昭和三十五年群馬県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三十一号中「警察(警長)を」「警察官(警士)を」「年間収入」を「申請収入」に改める。
別記様式第三十一号の二を次のように改める。

別記様式第31号の2(規格A4)(第29条関係)

(表)

個人番号提供書

年 月 日

(宛先)

群馬県知事

(市町村の長又は群馬県住宅供給公社の理事長)

提供者 県営住宅 棟 号

氏 名

群馬県県営住宅管理条例第19条の規定による申告に当たり、所得証明書類の添付を省略したいので、次のとおり行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を提供します。

記

フリガナ 氏 名	続柄	知事が取得する情報
生年月日		<input type="checkbox"/> 地方税関係情報
住 所		<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳関係情報
個人番号		<input type="checkbox"/> 精神障害者手帳関係情報
フリガナ 氏 名	続柄	<input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳関係情報
生年月日		<input type="checkbox"/> 療育手帳関係情報
住 所		<input type="checkbox"/> その他 ()
個人番号		
フリガナ 氏 名	続柄	知事が取得する情報
生年月日		<input type="checkbox"/> 地方税関係情報
住 所		<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳関係情報
個人番号		<input type="checkbox"/> 精神障害者手帳関係情報
フリガナ 氏 名	続柄	<input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳関係情報
生年月日		<input type="checkbox"/> 療育手帳関係情報
住 所		<input type="checkbox"/> その他 ()
個人番号		
フリガナ 氏 名	続柄	知事が取得する情報
生年月日		<input type="checkbox"/> 地方税関係情報
住 所		<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳関係情報
個人番号		<input type="checkbox"/> 精神障害者手帳関係情報
フリガナ 氏 名	続柄	<input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳関係情報
生年月日		<input type="checkbox"/> 療育手帳関係情報
住 所		<input type="checkbox"/> その他 ()
個人番号		

（裏）

フリガナ 氏名	続柄	知事が取得する情報	
生年月日		<input type="checkbox"/> 地方税関係情報 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳関係情報 <input type="checkbox"/> 精神障害者手帳関係情報 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳関係情報 <input type="checkbox"/> 療育手帳関係情報 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
住所			
個人番号			
フリガナ 氏名	続柄	知事が取得する情報	
生年月日		<input type="checkbox"/> 地方税関係情報 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳関係情報 <input type="checkbox"/> 精神障害者手帳関係情報 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳関係情報 <input type="checkbox"/> 療育手帳関係情報 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
住所			
個人番号			
フリガナ 氏名	続柄	知事が取得する情報	
生年月日		<input type="checkbox"/> 地方税関係情報 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳関係情報 <input type="checkbox"/> 精神障害者手帳関係情報 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳関係情報 <input type="checkbox"/> 療育手帳関係情報 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
住所			
個人番号			
フリガナ 氏名	続柄	知事が取得する情報	
生年月日		<input type="checkbox"/> 地方税関係情報 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳関係情報 <input type="checkbox"/> 精神障害者手帳関係情報 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳関係情報 <input type="checkbox"/> 療育手帳関係情報 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
住所			
個人番号			

備考

- 個人番号を提供し、所得証明書類の添付を省略したい方（入居者又は同居者）について記載してください。
- 個人番号の提供により、所得証明書類に代えて知事が取得する情報について、該当する□欄にレ点を記入してください。
- 地方税関係情報とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号の道府県民税又は同法第5条第2項第1号の市町村民税に関する情報をいう。
- 身体障害者手帳関係情報とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報をいう。
- 精神障害者手帳関係情報とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報をいう。
- 戦傷病者手帳関係情報とは、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項の戦傷病者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報をいう。
- 療育手帳関係情報とは、群馬県療育手帳に関する規則（平成27年群馬県規則第74号）第4条第1項の療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報をいう。

「 別記様式第三十二号中 控除の種類 人員 控除額 」		「 寡婦 (夫) 」		「 寡婦 ひとり親 」	
控除の種類	人員	控除額			
給与所得者等					

「 別記様式第三十二号中 「寡婦 (寡夫) 控除」や「寡婦控除、ひとり親控除」及び「障害者手帳の写し、所得課税証明書等」や「裏面をご覧ください。」及び「寡婦 (寡夫) 又は非婚の母 (非婚の父)」や「寡婦又はひとり親」及び「寡婦又はひとり親」又は「寡婦 (寡夫) 又は非婚の母 (非婚の父)」や「寡婦又はひとり親」及び「寡婦 (寡夫) 所得課税証明書・非婚の母 (非婚の父) 戸籍全部事項証明書又は住民票の写し」及び「寡婦・ひとり親 所得課税証明書」及び「コピーが」及び「コピー (保険者番号及び被保険者等記号・番号を見えないようにコピーしたもの)」が」

「 別記様式第三十四号中 同居・扶養親族 老人扶養親族 特定扶養親族 障害者 特別障害者 寡婦 (夫) 」			「 給与所得者等 同居・扶養親族 老人扶養親族 特定扶養親族 障害者 特別障害者 寡婦 (夫) ひとり親 」		

別紙様式第三十五号中

「 老人扶養親族の氏名 (70歳以上) 」		「 16歳以上23歳未満の扶養親族の氏名 」		「 寡婦 (夫) の氏名 」	

「 老人扶養親族の氏名 (70歳以上) 」		「 16歳以上23歳未満の扶養親族の氏名 」		「 寡婦の氏名 ひとり親の氏名 」	

別記様式第三十四号中

「 控除の種類 人員 控除額 」		「 寡婦 (夫) 」		「 寡婦 ひとり親 」	
控除の種類	人員	控除額			
給与所得者等					

別記様式第三十六号中

「 同居・扶養親族 」			「 寡婦 (夫) 」		
「 給与所得者等 同居・扶養親族 」			「 寡婦 (夫) ひとり親 」		

- 附則
- この規則は、令和三年七月一日から施行する。
 - この規則の施行の際現に改正前の群馬県営住宅管理条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されている書類は、改正後の群馬県営住宅管理条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により提出されたものとみなす。
 - この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 告 示

◎群馬県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月29日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	高崎渋川線	高崎市金古町字愛宕2108番の1地先から同市同字同2111番の1地先まで	令和3年6月29日
		高崎市金古町字北十三町146番の1地先から同市同字町裏150番の2地先まで	

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営佐波新田用水第1土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和3年6月29日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和3年6月30日から同年7月30日まで
- 3 縦覧に供する場所 伊勢崎市役所及び太田市役所

教育委員会規則

群馬県立青少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月二十九日

群馬県教育委員会教育長 渡辺郁美

群馬県教育委員会規則第二十三号

群馬県立青少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(群馬県立青少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 群馬県立青少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和四十六年群馬県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第三号中「生年月日・性別」を「生年月日」に改める。

(群馬県立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 群馬県立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十三年群馬県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号中「生年月日・性別」を「生年月日」に改める。



改め、「(男・女)」を削る。

(群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和六十二年群馬県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「生年月日・性別」を「生年月日」に改める。

(群馬県立ぐんま天文台の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 群馬県立ぐんま天文台の設置及び管理に関する条例施行規則(平成十一年群馬県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「生年月日・性別」を「生年月日」に改める。

「法人にあっては、その所在地、名称並びに代表者の住所、氏名、氏名のフリガナ、生年月日及び性別」

「法人にあっては、その所在地、名称並びに代表者の住所、氏名、氏名のフリガナ及び生年月日」



別記様式第三号中「生年月日・性別」を「生年月日」に改める。

別記様式第三号中「生年月日・性別」を「生年月日」に改める。

「法人にあっては、その所在地、名称並びに代表者の住所、氏名、氏名のフリガナ、生年月日及び性別」

「法人にあっては、その所在地、名称並びに代表者の住所、氏名、氏名のフリガナ及び生年月日」

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

■ 公安委員会規則

交番の名称等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

群馬県公安委員会委員長 石田弘義

群馬県公安委員会規則第8号

交番の名称等に関する規則の一部を改正する規則

交番の名称等に関する規則(昭和37年群馬県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表館林警察署の部朝日野同の項中「飯野」の次に「、西岡、除川、細谷、西岡新田、大荷場、大曲、離」を加える。

別表の2の表館林警察署の部西岡同の項を削る。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。